

8水管第449号
令和8年5月18日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

特定水産資源（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）等11国際資源）に関する
令和8管理年度における漁獲可能量の設定及びその当初配分について（諮問
第511号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、特定水産資源
（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）、大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）、にし
くろかじき（大西洋条約海域）、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海
域）、びんなが（南大西洋海域）、めかじき（南大西洋海域）、めかじき（北大西
洋海域）、めばち（大西洋条約海域）、よしきりざめ（北大西洋海域）、あおざめ
（南大西洋海域）並びによしきりざめ（南大西洋海域））に関する令和8管理年度
における漁獲可能量を別紙のとおり定めたいので、同条第3項の規定に基づき、貴
審議会の意見を求める。

○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）、大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）、にしくろかじき（大西洋条約海域）、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）、びんなが（南大西洋海域）、めかじき（南大西洋海域）、めかじき（北大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域）、よしきりざめ（北大西洋海域）、あおざめ（南大西洋海域）並びによしきりざめ（南大西洋海域）に関する令和八管理年度における同項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）、大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）、にしくろかじき（大西洋条約海域）、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）、びんなが（南大西洋海域）、めかじき（南大西洋海域）、めかじき（北大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域）、よしきりざめ（北大西洋海域）、あおざめ（南大西洋海域）並びによしきりざめ（南大西洋海域）に関する令和八管理年度（令和八年8月1日から令和九年7月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一 大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

764.54トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	762.54

第二 大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

3,950.05トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	3,935.05

第三 にしくろかじき（大西洋条約海域）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

328.10トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
にしころかじき（大西洋条約海域）かつお・まぐろ漁業	328.10

第四 にしまかじき及びびふうらいかじき（大西洋条約海域）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

35.00トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
にしまかじき及びびふうらいかじき（大西洋条約海域）かつお・まぐろ漁業	35.00

第五 びんなが（南大西洋海域）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

2,337.50トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
びんなが（南大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	2,302.50

第六 めかじき（南大西洋海域）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

1,451.00トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
めかじき（南大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	1,450.00

第七 めかじき（北大西洋海域）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

667.00トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
めかじき（北大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	663.00

第八 めばち（大西洋条約海域）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

14,913.84トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
めばち（大西洋条約海域）かつお・まぐろ漁業	14,884.84

第九 よしきりざめ（北大西洋海域）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

3,012.00トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
よしきりざめ（北大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	2,613.00

第十 あおざめ（南大西洋海域）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

26.32トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
あおぞめ（南大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	26.32

第十一 よしきりざめ（南大西洋海域）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

1,520.00トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
よしきりざめ（南大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	1,294.00

令和 8 管理年度漁獲可能量等の配分案について

○漁獲可能量の算定方法（資源ごとの詳細は別紙参照）
 漁獲可能量（TAC）＝初期割当量（ICCATで決定された国別漁獲可能量）＋繰越し割当量±他国への（他国からの）移譲割当量
 (A)

○大臣管理漁獲可能量の算定方法
 大臣管理漁獲可能量＝漁獲可能量－国の留保枠（投棄分（死亡））
 (B)

(※) 国の留保枠は、過去 3 管理年度（令和 4 年～令和 6 年）における最大の推定死亡投棄量よりも大きな値とした。

単位はすべてトン

特定水産資源	漁獲可能量 (A)	国の留保枠 (B)	大臣管理漁獲可能量 (A)-(B)	参考 1:令和 7 管理年度 の大臣管理漁獲可能量 (C)	参考 2:令和 7 管理年度大臣 管理漁獲量（令和 8 年 4 月 30日時点集計）(D)	参考 3: 消化率（%） (D)÷(C)
別紙 2-13 大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）	764.54	2.00	762.54	681.66	679.51	99.68%
別紙 2-14 大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）	3,950.05	15.00	3,935.05	3,254.70	2,877.47	88.41%
別紙 2-22 にしくろかじき（大西洋条約海域）（* 1）	328.10	0.00	328.10	328.10	268.81	81.93%
別紙 2-23 にしまかじき及びふらいかじき（大西洋条約海域）（* 1）	35.00	0.00	35.00	35.00	3.29	9.40%
別紙 2-24 びんなが（南大西洋海域）	2,337.50	35.00	2,302.50	2,312.50	541.75	23.43%
別紙 2-25 めかじき（南大西洋海域）	1,451.00	1.00	1,450.00	1,448.00	167.85	11.59%
別紙 2-26 めかじき（北大西洋海域）（* 2）	667.00	4.00	663.00	663.00	214.33	32.33%
別紙 2-28 めばち（大西洋条約海域）	14,913.84	29.00	14,884.84	14,603.08	7,981.03	54.65%
別紙 2-30 よしきりざめ（北大西洋海域）	3,012.00	399.00	2,613.00	2,613.00	1,065.47	40.78%
別紙 2-38 あおざめ（南大西洋海域）（* 1）	26.32	0.00	26.32	62.00	0.00	0.00%
別紙 2-46 よしきりざめ（南大西洋海域）	1,520.00	226.00	1,294.00	1,292.00	325.69	25.21%

(* 1) 当該種については、ICCATにおける国別の割当量が陸揚げ量として設定され、投棄量（死亡）が漁獲実績に含まれないため、国の留保枠を 0 トンとした。
 (* 2) 令和 7 管理年度から繰り越しが可能な数量が未確定であるため、同数量が確定次第、漁獲可能量を修正する予定。

(参考) 令和8管理年度の漁獲可能量の計算過程

特定水産資源	漁獲可能量 (TAC) 計算過程	該当 I C C A T 勧告
別紙2-13 大西洋くろまぐろ (西大西洋海域)	762.39t (初期割当量) +2.15t (令和7管理年度からの繰り越し)	Rec. 25-05
別紙2-14 大西洋くろまぐろ (東大西洋海域)	3,559.41t (初期割当量) +390.64t (令和7管理年度からの繰り越し)	Rec. 25-04
別紙2-22 にしくろかじき (大西洋条約海域)	328.10t (初期割当量)	Rec. 19-05
別紙2-23 にしまかじき及びびうらいかじき (大西洋条約海域)	35.00t (初期割当量)	Rec. 19-05
別紙2-24 びんなが (南大西洋海域)	1,630.00t (初期割当量) +407.50t (令和6管理年度からの繰り越し) +100.00t (ブラジルからの移譲) +100.00t (ウルグアイからの移譲) +100.00t (南アフリカからの移譲)	Rec. 22-06
別紙2-25 めかじき (南大西洋海域)	901.00t (初期割当量) +600.00t (令和6管理年度からの繰り越し) -50.00t (ナミビアへの移譲)	Rec. 22-04, 17-03
別紙2-26 めかじき (北大西洋海域)	842.00t (初期割当量) -150.00t (モロッコへの移譲) -25.00t (モーリタニアへの移譲)	Rec. 25-10
別紙2-28 めばち (大西洋条約海域)	13,865.86t (初期割当量) +1,397.98t (令和6管理年度からの繰り越し) -350.00t (中国への移譲)	Rec. 24-01, 22-01
別紙2-30 よしきりざめ (北大西洋海域)	3,055.00t (初期割当量) -43.00t (モロッコへの移譲)	Rec. 23-10
別紙2-38 あおざめ (南大西洋海域)	26.32t (初期割当量)	Rec. 25-08
別紙2-46 よしきりざめ (南大西洋海域)	1,520.00t (初期割当量)	Rec. 23-11